

各位

税制改正情報：電子帳簿保存法が改正されました。令和4年1月1日以後適用

公益社団法人日本歯科医師会
税務・青色申告委員会

1 改正の目的

経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、記帳水準の向上に資するため、令和3年度の税制改正において、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（電子帳簿保存法）」の改正等が行われました。

2 電子帳簿保存法とは

各税法で原則として紙での保存が義務付けられている帳簿書類について一定の要件を満たした上で電磁的記録による保存を可能とすること及び電子的に授受した取引情報の保存義務等を定めた法律です。

電子帳簿保存法上、電磁的記録による保存は、大きく次の3種類に区分されています。

《区分1》電子帳簿等保存

帳簿（仕訳帳等）や国税関係書類（決算関係書類）のうち自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成しているものについては、一定の要件の下で、データのままで保存等ができます。任意適用です。

《区分2》スキャナ保存

取引先から受領した領収書・請求書等については、その書類を保存する代わりとして、一定の要件の下でスマホやスキャナで読み取ったデータを保存することができます。任意適用です。

《区分3》電子取引データ保存

所得税・法人税に関する帳簿書類の保存義務者は、取引情報のやり取りをデータで行った場合には、一定の要件の下、やりとりしたデータを保存することが必要です。強制適用です。

3 改正点

(1) 電子帳簿等保存（区分1）に関する改正点

- イ) 帳簿書類を電子データのままで保存する場合には事前に税務署長の承認が必要でしたが、税務署長の事前承認制度が廃止されました。

- ロ) 優良な電子帳簿に関連して過少申告があった場合には、過少申告加算税を5%軽減する措置が整備されました。
 - ハ) 最低限の要件を満たす電子帳簿についても電磁的記録による保存等が可能となりました。
- (2) スキャナ保存(区分2)に関する改正点
- 紙の領収書等に代えてスキャナ画像を保存することができるスキャナ保存制度についてはペーパーレス化を一層促進する観点から、手続き・要件を大幅に緩和するとともに、電子データの改ざん等の不正行為を抑止するための措置が講じられました。
- イ) 税務署長の事前承認制度が廃止されました。
 - ロ) タイムスタンプ要件、検索要件等が緩和されました。
 - ハ) 適正事務処理要件が廃止されました。
- ニ) スキャナ保存された電磁的記録に関連した不正があった場合の重加算税の加重措置が整備されました。
- (3) 電子取引データ保存(区分3)に関する改正点
- イ) タイムスタンプ要件、検索要件等が緩和されました。
 - ロ) 適正な保存を担保する措置として
 - ① 申告所得税及び法人税における電子取引の取引情報に係る電磁的記録についてその電磁的記録の出力書面等の保存をもって電磁的記録の保存に代えることができる措置は、廃止されました。
 - ② 電子取引の取引情報に係る電磁的記録に関して、隠蔽し、又は仮装された事実があった場合には、その事実に関し生じた申告漏れ等に課される重加算税が10%加重される措置が整備されました。

4 留意点

- (1) 電子帳簿等保存(区分1)に関する留意点
- イ) 制度の対象となる帳簿の範囲
 - ① 訂正削除履歴が残らない帳簿でも、モニター・説明書等を備え付けていること、当局による「ダウンロードの求め」に応じることができることの要件を満たせば電子データでの保存が可能になりました。
 - ② ただし、申告所得税・法人税に関する帳簿のうち電子保存が可能なものは、正規の簿記の原則(複式簿記)に従って作成されている帳簿のみに限定されています。
 - ロ) 「ダウンロードの求め」に応じることの意義

税務職員からのダウンロードの求めに応じられる状態で電子データの保存等を行い、かつ、実際にダウンロードの求めがあった場合にはその求めに応じることを言います。
 - ハ) 優良な電子帳簿に関する過少申告加算税の5%軽減措置

令和4年1月1日以降に法定申告期限が到来する国税に適用
- (2) スキャナ保存(区分2)に関する留意点
- イ) スキャナ保存におけるタイムスタンプ付与に代えられる措置

- ロ) スキャナ保存データ等に関して仮装隠蔽があった場合の重加算税 10%加重措置。
- (3) 電子取引データ保存(区分3)に関する留意点
- イ) 令和4年1月1日以降にやり取りした電子取引データの保存に関する要件
 - ロ) 従来のようにやり取りしたデータを紙出力した書面のみを保存する方法は認められておらず、やり取りした電子データ自体を上記要件を満たして保存する必要があります。

5 適用関係(電子取引データは電磁的記録による保存が義務化)

電子帳簿保存法上、電磁的記録による保存は、電子帳簿等保存(区分1)、スキャナ保存(区分2)及び電子取引データ保存(区分3)の3種類に区分されています。

帳簿書類を従前どおり紙で保存するか電磁的記録により保存するかは、納税者の判断によってきました。しかし、令和3年度の電子帳簿保存法の改正により、電子取引データ(区分3)については電磁的記録による保存が義務付けられました。

「電子取引」とは、取引情報の授受を電磁的方式により行う取引をいいます(法2六)。

なお、この取引情報とは、取引に関して受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項をいいます。

具体的には、いわゆるEDI取引、インターネット等による取引、電子メールにより取引情報を授受する取引(添付ファイルによる場合を含む。)、インターネット上にサイトを設け、当該サイトを通じて取引情報を授受する取引等をいいます。

以上